

「埼玉県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理相談コーナー」

(厚生労働省 埼玉労働局 委託事業)

埼玉県医療勤務環境改善支援センター医療労務管理相談コーナーでは、医療機関の労務管理に精通した専門家（医療労務管理アドバイザー）を**無料**で医療機関に派遣（訪問又はオンラインによるご相談対応）します！支援は全て**無料**で行っておりますので、お気軽にご相談ください。

<ご相談例>

- ・勤務環境改善で何から手をつけたらよいかわからない
- ・医師の時間外労働上限規制への対応
- ・宿日直許可申請
- ・副業・兼業先を含めた労働時間管理
- ・特例水準の指定
- ・36協定、就業規則の見直し
- ・職員の離職防止・定着促進 など

◆ 所在地：埼玉県さいたま市大宮区宮町5-28
宝栄大宮第5ビル402

◆ TEL：048-767-7846

◆ FAX：048-767-7847

◆ メール：saitama@task-iryoyo.com

◆ HP：<https://task-iryoyo.com/saitama>

医療機関の皆様
勤務環境改善についてお困りことはありませんか？

埼玉県 医療勤務環境改善支援センター

相談無料

まずは専門家に相談!!

当センターでは医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー（医療経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザー）を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医療機関の 医療経営・労務管理のご相談に対応致します

無料個別訪問

働く医療従事者のチカラになります

支援業務内容

- 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別訪問・相談対応等
- 勤務環境改善に関する研修会・セミナー講師派遣

希望日に専門家が訪問し、課題解決に向けた支援を行います。

ご質問・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

医療経営相談窓口

(平日8:30~17:15 *土日祝日を除く)
☎048-601-4600 ☎048-601-4604
✉a3560-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当
〒330-8777埼玉県さいたま市中央区新都心1-2
(埼玉県立小児医療センター8階)

医療労務管理相談コーナー

(平日9:00~17:00 *土日祝日を除く)
☎048-767-7846 ☎048-767-7847
✉saitama@task-iryoyo.com

株式会社タスクールPlus
(厚生労働省 埼玉労働局 委託事業)
〒330-0802埼玉県さいたま市大宮区宮町5-28 宝栄大宮第5ビル402

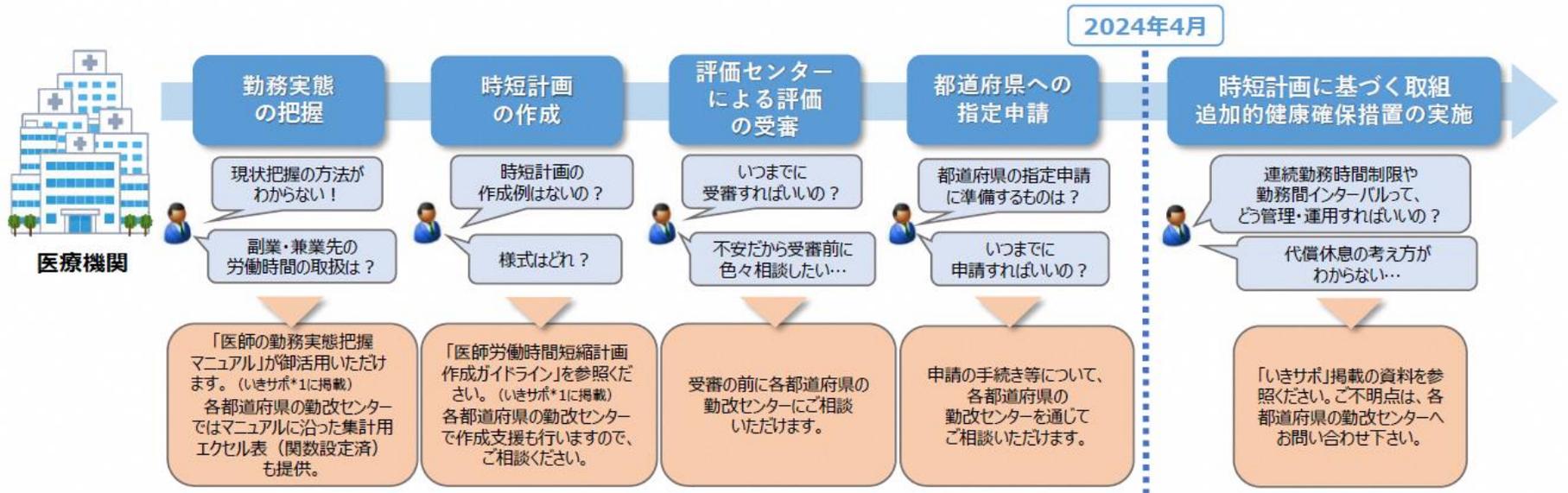
医療勤務環境改善支援センターの活用について

医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の活用について

- ・2024年4月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。
- ・「医師の働き方改革に関する検討会」「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を経て、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立した。

医師の時間外・休日労働の上限については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限をとともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（連携B・B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数を設定

医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関は医師労働時間短縮計画を作成し、その計画に沿って医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体でPDCAサイクルにより働き方改革を進めていくことが重要



働き方改革の過程でお困り事が生じたら、各都道府県の勤改センターにご相談ください

（連絡先は、「いきサポ」*1に掲載されています）

*1「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみならず、参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。



「宿日直許可申請に係る勤改センターにおける支援策など」

- 医療労務管理アドバイザー（AD）による個別支援
 - ・宿日直の勤務実態、労働時間管理などについて確認、ヒヤリング
→問題点、改善点などについてアドバイス（許可基準に適合しているかどうか）
 - ・職日直許可申請書類、添付書類について案内
書類作成時の注意点などについてのアドバイス
- 労働局労働基準部監督課（局監督課）または労働基準監督署（監督署）への事前相談
 - ・匿名で（医療機関名を伏せて）、局監督課または監督署に事前相談可
- 監督署への許可申請や相談時にADが同行支援（同席）
 - ・ADが監督署に同行し、監督署の担当官からの説明、質問などの内容を医療機関に分かりやすく伝えるなど
- 許可申請後の監督署からの照会、指摘事項への対応
 - ・（対応例）許可に向けた勤務体制整備やタスクシフト・シェアの取組方法等についてのアドバイスなど